

表紙共 4枚

高遊原 52号建物キュービクル補修

業務隊長	所掌				
	派遣隊長	施設班長	工事企画	管財	電気係
	松方	河嶋	福間	梅井	陣内

合議					
管理科長	營繕班長	電気係	工事企画	管財	施設管理
相場	佐間	永	本	壱	雨

仕 様 書			
件 名	高遊原 52号建物キュービクル補修	所 属	健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊
		作成年月日	令和 6 年 4 月 5 日
		作 成 者 名	防衛技官 福間 恭介

1 総 則

本仕様書は、「高遊原 52号建物キュービクル補修」について適用する。

2 場 所

熊本県上益城郡益城町大字小谷 1812 陸上自衛隊 高遊原分屯地

3 概 要

- (1) 直流電源装置撤去・新設 一式
- (2) S P D設置 一式

4 一般事項

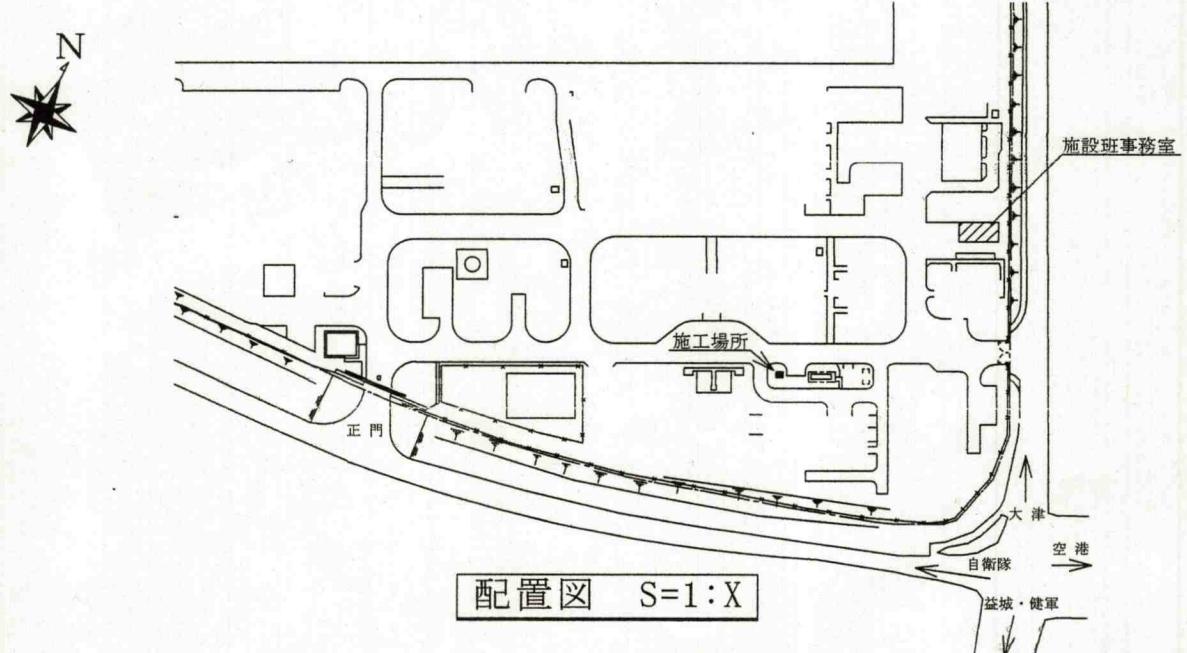
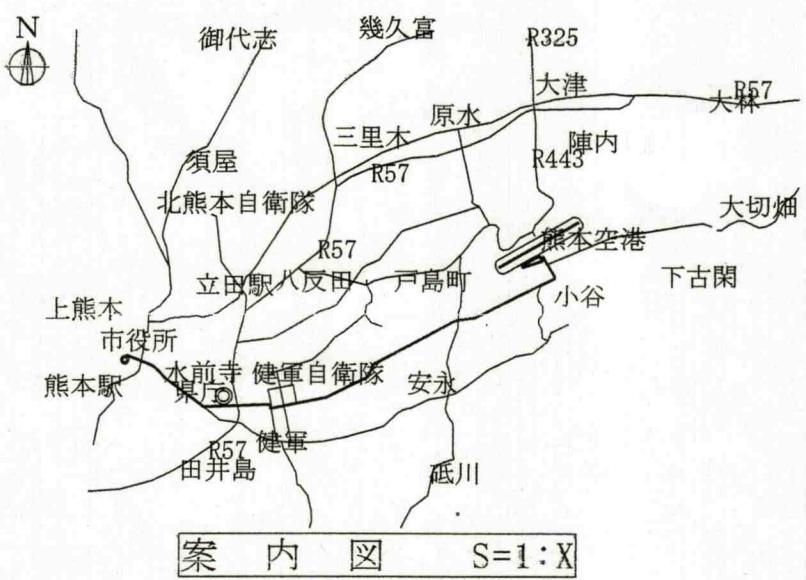
- (1) 本仕様書・設計図書に記載なき事項については、以下によるものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編)』
- (2) 本仕様書及び設計図書に記載無き事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は受注者の負担において実施するものとする。また、作業上軽微なもので当然必要と思われる事についても同様である。
- (3) 施工中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意する。また、必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (4) 本役務に伴う分屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当該の諸規定に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (5) 隊員もしくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (6) 本役務の完成に際しては、当該施設に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
- (7) 本役務の写真はカラーとし、役務用アルバム(A列4番)に整理し監督官に1部提出する。
役務写真は、各箇所、各工程ごとに撮影するものとし、隠蔽箇所は特に重点的に撮影する。
この際、使用材料等及び加工等の作業も撮影すること。
- (8) 本役務により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において分屯地外へ搬出し、適切に処分するものとする。
- (9) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施するものとする。

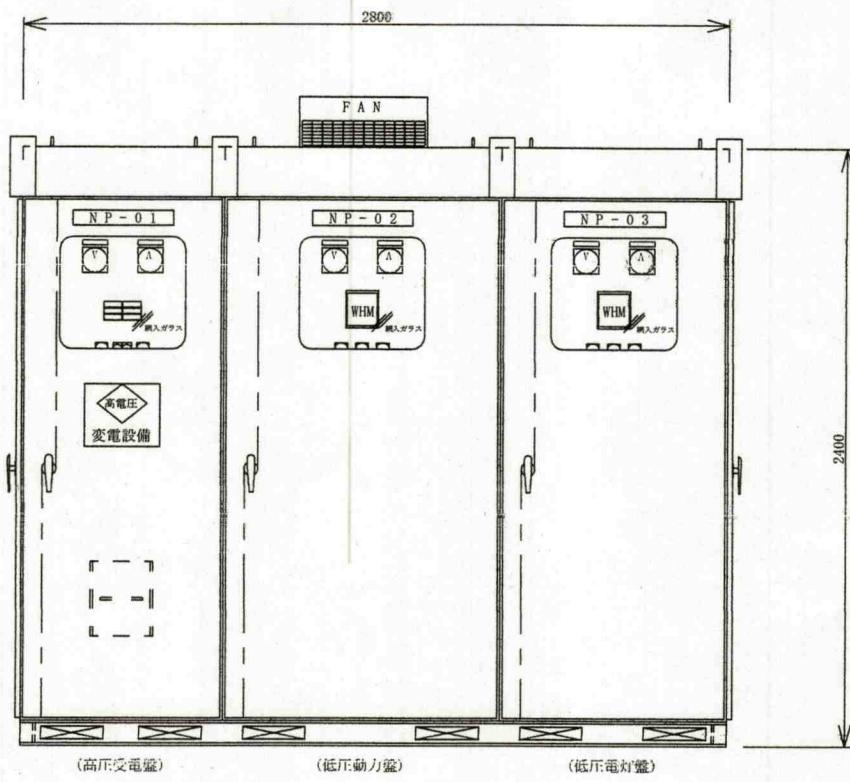
5 特記事項

本役務着工に際し事前に工程表を作成し、監督官と協議し後に着工すること。尚、停電調整については十分余裕をもって調整し、停電実施日は土曜・日曜・祝日を基準とし、夜間作業は計画しないこと。

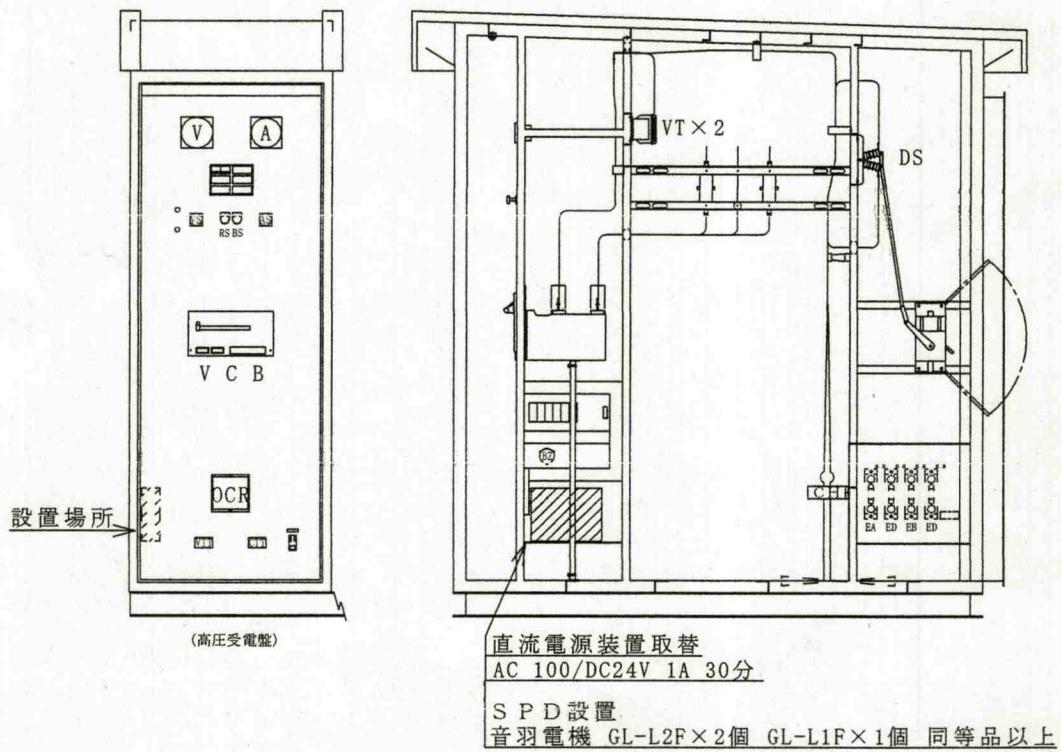
6 提出書類

- (1) 工程表(予定及び実施)
- (2) 着工届
- (3) 完成届
- (4) 役務写真帳
- (5) その他、監督官が指示した書類





キュービクル姿図 S=1:30



正面図 S=1:X

側面内部図 S=1:X